

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和4年5月10日

会議の名称	庁議
開催日時	令和4年5月10日（火）9時35分～9時45分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木 博 総合行政部長 村山 修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 大熊克之 都市整備部長 中森福夫 市長公室長 松永 仁 上下水道部長 細田雄二 会計管理者 榎本章一 議会事務局長 北村竜一 監査委員事務局長 近藤政雄 教育政策部長 今野美香 (計15人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1 総務部長 豊島俊二 2 総務部長 豊島俊二 【報告】 1 総務部長 豊島俊二
議 題	【付議】 1 志木市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を 求めることについて（総務部） 2 志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分 の承認を求めることについて（総務部） 【報告】 1 令和3年度志木市一般会計継続費繰越計算書及び令和3 年度志木市一般会計繰越明許費繰越計算書並びに令和3年 度志木市一般会計事故繰越し繰越計算書について（総務部）

結 果	【付議】 1 了承 2 了承 【報告】 1 了解
事務局職員職氏名	秘書課副課長 小堀 健
その他必要事項	特になし
会議内容の記録（経過、結果等）	

開会

総合行政部長が開会を告げる。

【付議】

1 志木市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて (総務部)

○概要説明：総務部長

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、志木市税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、令和4年3月31日に志木市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会にその承認を求めるものである。

【内容】

(1) 固定資産税の課税標準の特例事項の追加について

特定都市河川浸水被害対策法の規定により、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例の創設に当たり、わがまち特例を導入する。

(2) 土地に対して課する固定資産税の特例について

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を令和4年度に限り、「5/100」から「2.5/100」とする。

(3) 法律改正にあわせて、規定を整備する。

○質疑応答等

特になし

2 志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて (総務部)

○概要説明：総務部長

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、志木市都市計画税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、令和4年3月31日に志木市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会にその承認を求めるものである。

【内容】

(1) 都市計画税の課税標準の特例事項の追加について

特定都市河川浸水被害対策法の規定により、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例の創設に当たり、わがまち特例を導入する。

(2) 土地に対して課する都市計画税の特例について

土地に係る都市計画税の負担調整措置について、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を令和4年度に限り、「5/100」から「2.5/100」とする。

(3) 法律改正にあわせて、規定を整備するもの。

○質疑応答等

特になし

【報告】

1 令和3年度志木市一般会計継続費繰越計算書及び令和3年度志木市一般会計繰越明許費繰越計算書並びに令和3年度志木市一般会計事故繰越し繰越計算書について

○概要説明：総務部長

①継続費通次繰越

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり6月定例会に報告するもの。

・令和3年度志木市一般会計継続費繰越計算書

3事業 1,432,286,336円

②繰越明許費

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり6月定例会に報告するもの。

・令和3年度志木市一般会計繰越明許費繰越計算書

20事業 568,988,277円

③事故繰越し

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり6月定例会に報告するもの。

・令和3年度志木市一般会計事故繰越し繰越計算書

2事業 4,187,700円

○質疑応答等 特になし

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。